株式会社 会津屋

子育てサポート企業として認定

一次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」マークを取得一

株式会社 会津屋

所 在 地:村上市

事業内容: 仏壇・仏具小売り及び葬祭業

労働者数:33人



●行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成28年10月1日~令和元年5月31日

- 2 行動計画の内容
 - ① 男性の育児休業の取得を促進する。
 - ② 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休中・育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。
 - ③ 令和元年5月までに、男性の子育て目的の休暇を促進する。

●行動計画の取組内容

- ①男性の育児休業制度について社内の掲示や朝礼、会議等を通じて従業員に周知し、 育児休業の取得を奨励した。結果として、計画期間内に配偶者が出産した男性従 業員が育児休業を取得した。
- ②産前産後休業と育児休業の制度や経済的支援についてまとめたパンフレットを全 従業員に配布し、周知に努めた。
- ③計画期間中に出産した女性従業員全員が育児休業を取得した。
- ④男性の育児参加を促進するためにどのような休暇があれば良いかを従業員にアンケートで調査し、配偶者が出産するために入院する等付き添いが必要な場合、有給休暇とは別に給与が支給される休暇の「子育て目的休暇」を創設した。
- ⑤年次有給休暇の取得を促進するため、従業員の希望を尊重した各人ごとの有給取 得計画を作成した。

くるみん認定基準



- 1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を 策定したこと。
- 2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
- 5. 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が 7%以上であること。または男性労働者のうち育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて 15%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が 1 人以上いること。(平成 31 年 3 月 31 日までに申請した場合の経過措置: 男性労働者のうち育児休業等をした者が 1 人以上いること。)
 - <労働者が300人以下の企業の特例>
 - 上記 5. を満たさない場合でも、①~③のいずれかに該当すれば基準を満たす。
 - ①計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいる。(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)
 - ②計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性 労働者がいる。
 - ③計画期間とその開始前一定期間(最長3年間)を合わせて、男性の育児休業等取得率7%以上。 (平成31年3月31日までに申請した場合の経過措置:計画の開始前3年以内に育児休業等を取得した男性労働者がいること)
 - ④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。
- 6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。 <労働者が300人以下の企業の特例>
 - 上記 6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。
- 7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
- 8. 次の①と②のいずれも満たしていること。
 - ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月 45 時間未満。 ②月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者がいないこと。
- 9. 次の①~③のいずれかを実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 10. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

これまでの認定企業一覧 (令和 2年9月 30 日現在)

〇 プラチナくるみん認定企業 k

	企業名	所在地	認定年
1	一正蒲鉾株式会社	新潟市	2015 年
2	株式会社市民調剤薬局	新潟市	2016 年
3	株式会社博進堂	新潟市	2016 年
4	株式会社第四銀行	新潟市	2018 年
5	株式会社北越銀行	長岡市	2019 年
6	昭栄印刷株式会社	新発田市	2020 年
7	株式会社サカタ製作所	長岡市	2020 年
8	株式会社大光銀行	長岡市	2020 年

〇 くるみん認定企業

	くるみん認定企業		
	企業名	所在地	認定年
1	一正蒲鉾株式会社	新潟市	2007年、2010年、2013年
2	株式会社第一印刷所	新潟市	2008年、2013年、2019年
3	株式会社第四銀行	新潟市	2008年、2012年
4	株式会社博進堂	新潟市	2008年、2012年、2013年
5	株式会社大光銀行	長岡市	2010年、2015年
6	株式会社ジェイマックソフト	長岡市	2010 年
7	株式会社北越銀行	長岡市	2010年、2015年
8	国立大学法人新潟大学	新潟市	2011 年
9	オン・セミコンダクター新潟株式会社	小千谷市	2012 年
10	株式会社リボーン	上越市	2012年、2014年
11	星野電気株式会社	新潟市	2013 年
12	新潟電子工業株式会社	新潟市	2013年、2017年
13	株式会社コロナ	三条市	2013年、2017年
14	株式会社キタック	新潟市	2013年、2019年
15	株式会社富士通新潟システムズ	新潟市	2013年、2017年、2020年
16	株式会社ナルス	上越市	2013 年
17	愛宕商事株式会社	新潟市	2013 年
18	株式会社市民調剤薬局	新潟市	2013 年
19	協栄信用組合	燕市	2013 年
20	旭カーボン株式会社	新潟市	2014 年
21	新潟県信用農業協同組合連合会	新潟市	2014年、2017年
22	医療法人恵生会	新潟市	2014年、2019年
23	昭栄印刷株式会社	新発田市	2014年、2016年
24	株式会社メビウス	新潟市	2014 年
25	株式会社オスポック	十日町市	2015 年
26	医療法人愛広会	新潟市	2015 年
27	西蒲原土地改良区	新潟市	2015 年
28	株式会社ソリマチ技研	長岡市	2016 年
29	株式会社マルサン	新潟市	2016 年
30	株式会社エム・エスオフィス	長岡市	2016 年
31	株式会社弘新機工	新発田市	2016年、2019年

32	株式会社ブルボン	柏崎市	2017 年
33	株式会社原信	長岡市	2017 年
34	学校法人新潟総合学院	新潟市	2017 年
35	株式会社本間組	新潟市	2017 年
36	株式会社ザ・ミンツ	新潟市	2017 年
37	亀田製菓株式会社	新潟市	2018 年
38	公益財団法人 新潟市開発公社	新潟市	2018 年
39	株式会社サカタ製作所	長岡市	2018 年
40	帝石パイプライン株式会社	柏崎市	2018 年
41	富士ゼロックス新潟株式会社	新潟市	2018 年
42	藤田金屬株式会社	新潟市	2018 年
43	株式会社アクアシガータ	新潟市	2018 年
44	医療法人社団 晴和会	新潟市	2018 年
45	株式会社きものブレイン	十日町市	2019 年
46	株式会社北越ケーズ	新潟市	2019 年
47	株式会社インプレシッヴ	新潟市	2019 年
48	株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟	新潟市	2019 年
49	新潟県労働金庫	新潟市	2019 年
50	株式会社安全給食サービス	長岡市	2020 年
51	株式会社 J-COLOR (美容しょうへいの店)	長岡市	2020 年
52	社会福祉法人新潟さくら会	新潟市	2020 年
5 3	株式会社会津屋	村上市	2020 年